

消食表第 201 号  
令和元年 5 月 7 日

国税庁課税部酒税課長 殿  
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿  
各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長  
(公印省略)

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

今般、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）が施行され、元号が「令和」に改められました。

また、平成 31 年 3 月に「冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン（平成 31 年 3 月 29 日消食表第 147 号）」が策定されました。

これらを踏まえ、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を明確化すべきと判断した点について、別紙新旧対照表のとおり本 Q&A を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。